

平成 23 年 4 月 6 日

支 部 長 様

(社) 長 野 県 薬 剤 師 会
事 務 局 長 田 本 悟

薬剤師ボランティアの賠償責任保険について

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大地震へのボランティア派遣等につきまして、多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、薬剤師ボランティアの被災地における調剤・服薬指導等に係る事故について、下記のとおり対応することとなった旨、日本薬剤師会より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、下記 により、会員・非会員を問わず被災地に派遣される薬剤師ボランティアの調剤事故等を補償することができるようになりますので、引き続き貴支部において、ボランティア派遣にご協力をお願いします。

記

日薬の賠償責任保険に加入している会員は、その保険が適用されます。

日薬の賠償責任保険に未加入の会員及び非会員の薬剤師の方は、被災地にてボランティア活動に携わる期間に限定して、日薬が新たに損害保険ジャパンと被災地 派遣薬剤師向けの賠償責任保険の団体契約を結びました。この保険の費用は日薬が負担します。

事務連絡
平成23年4月4日

都道府県薬剤師会事務(局)長様

日本薬剤師会
事務局長 佐藤 裕康

薬剤師ボランティアの賠償責任保険について

東日本大地震への対応につきまして、多大なるご支援とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

薬剤師ボランティアの派遣につきましては、格別のご尽力を賜っているところですが、ボランティアの被災地における調剤・服薬指導等に係る事故について、次のように対応することといたしましたのでご連絡申し上げます。

1. 本会の賠償責任保険に加入している会員は、その保険が適用されます。
2. 本会の賠償責任保険に未加入の会員及び非会員の薬剤師の方は、被災地にてボランティア活動に携わる期間に限定して本会が新たに損害保険ジャパンと被災地派遣薬剤師向けの賠償責任保険の団体契約を結びました。この保険の費用は、本会が負担いたします。

上記1.及び2.により、会員・非会員を問わず被災地に派遣される薬剤師ボランティアの調剤事故等を補償することができることとなりますので、引き続き貴会においてボランティアの派遣にご協力をお願いいたします。

なお、派遣薬剤師向けの賠償責任保険は上記2.の保険未加入のボランティアが対象となりますので、日薬に提出いただく派遣者名簿に上記1.の本会賠償責任保険加入の有無を把握できる範囲で明記下さるようお願い申し上げます。

担当部署;会計・厚生課(担当;山崎・鈴木)

Tel 03-3353-1190

e-mail;kaikei@nichiyaku.or.jp